

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.14

平成19年4月10日

携帯電話にかかってきた金融業者に、融資を頼んだところ、ブラックリスト( )の抹消費用 105 万円を請求されたが……。

### 被害内容

【相談者 30代 女性】

「ブラックリストの抹消手続き費用105万円をサラ金から借りて送れ！この金は、融資額に上乗せして返還する。」と業者が言うので、送金しようと他のサラ金3社から合計150万円を借りました。業者には、勤務先の電話番号等の個人情報を言っ

てしまいましたが、送金しても大丈夫でしょうか……。

ブラックリスト：消費者金融の延滞情報

### 対処方法

- ・ ブラックリスト抹消費用名目のヤミ金融業者の詐欺と思われます。(ヤミ金融とは、無登録業者または登録業者でも法律を無視した高金利でお金を貸す業者です。)
- ・ 業者の要求には絶対に応じないでください。(具体的には、業者からの連絡に応じない、無視をする、勤務先へも同様の協力依頼をするなど)
- ・ 業者に銀行口座などを教えた場合は、解約した方が無難であると考えられます。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口・消費生活センター・弁護士等の専門家に相談してください。

金を払えばブラックリストから消してやるよ……。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談・金融相談)